

エコアクション21
環境活動レポート

- 2016年度版 -

[2016. 7 ~ 2017. 6]



エコアクション21

®環境省

認証番号
0008079



株式会社 芳養建設

2017年8月25日 作成

ごあいさつ

(株)芳養建設は、ナショナルトラスト発祥の地、田辺湾にほど近い和歌山県の中南部に本拠を構え、少数精鋭の技術者集団として、1967年より事業展開を進めてまいりました。世界文化遺産としても知られる「紀伊山地の霊場と参詣道」の中辺路西端の起点にも接したこの悠久の地で、公共工事を主に社会基盤の整備にいそしんでおります。そうした歴史的、地理的背景の中、今日的な社会ニーズに応えるべく、この自然豊かで住みよい地域社会に根ざし、持続可能な発展を図るため自らが環境問題に取組み、かけがえのない地球環境保全に寄与し、情報発信しなければならないと考えます。

このような観点から、我社は環境省が策定した環境マネジメントシステム「ISO14001」を2010年8月に導入し、従業員一同懸命に取り組み始め、今期で7期目に入ります。その結果内容等を「環境活動レポート」に取りまとめましたので、皆様方にご賢察いただければ幸いです。

目次

| | | |
|-----------------|-----|---|
| 1. 環境方針 | ・・・ | 2 |
| 2. 事業概要・組織 | ・・・ | 3 |
| 3. 環境目標と実績その評価 | ・・・ | 5 |
| 4. 環境活動計画 | ・・・ | 6 |
| 5. 法規制等の遵守状況 | ・・・ | 7 |
| 6. 経営者による評価と見直し | ・・・ | 8 |

1. 環境方針

〔 環境方針 〕

当社は、自然豊かな地域社会の中にあり、土木工事を主とした公共事業に携わり、事業展開しております。都市基盤の整備事業には、業種の特殊性から、労働環境としての安全・安心に配慮した設計・施工の取組みは勿論のこと、循環型社会の構築を目指し、資源の有効活用や省エネルギーへの取組みを徹底し、以って地球温暖化防止にチャレンジするため下記の事項を環境方針として掲げ誓約するところです。

1. 環境関連法を遵守し、併せて地域社会との調和に努めます。
2. 環境負荷軽減のため、下記項目の環境目標を定め、具体的な実施計画をたて、継続的改善に努めます。
 - ① 地球温暖化防止に向け、徹底した省エネルギーの推進。
(電力使用量、化石燃料使用量、水使用量、二酸化炭素排出削減)
 - ② 循環型社会の構築に向け省資源対策と産業廃棄物の発生抑制。
 - ③ 建設現場における各種建設機械の効率的使用と環境対策の推進。
(騒音・振動防止対策、排ガス対策、粉じん対策)
 - ④ 各種資機材や事務用品のグリーン購入推進。
 - ⑤ 環境配慮サービスの提供
3. 環境への取組み徹底のため、従業員の教育・訓練を実施し、併せて地域社会へ情報の公開を図り、環境方針の周知にも努めます。

平成22年3月1日 制定

平成25年3月1日 改定

株式会社 芳養建設

代表取締役 畑口 龍之介

2. 事業概要・組織

| | |
|-------------|---|
| 会社名 | 株式会社 芳養建設 |
| 代表者 | 代表取締役 畑口 龍之介 |
| 所在地 | 和歌山県田辺市明洋二丁目9番1号 TEL 0739-22-4793 FAX 0739-26-9297 E-mail h-ryu@khaki.plala.or.jp ホームページ http://havakensetu.com/ |
| 業種 | 一般建設業 土木工事（和歌山県知事（般-23）第12050号） （土木工事・とび・土工工事・石工事・管工事・舗装工事・ しゅんせつ工事・水道施設工事） |
| 会社経歴 | 1967年(昭和42年) 畑口忠男が芳養建設を創立 1982年(昭和53年) 畑口龍之介が代表者として就任 1993年(平成5年) 株式会社として発足 |
| 所属・ 加盟団体 | 和歌山県建設業協会、紀南建設業協同組合、田辺土木業協会 |
| 資本金 | 2,000万円 |
| 売上高 | 57,190万円（平成28年度） |
| 従業員 | 5人（平成29年3月1日現在） |
| 延床面積 | 19.4 m ² |
| 主たる設備 | パワーショベル 他 |
| 所有資格等 | 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士 2級管工事施工管理技士、浄化槽管理士、浄化槽設備士 |

(株) 芳養建設の組織とE A 2 1 運用組織

(平成29年7月1日現在)

| 職 務 | | 役割・責任・権限 |
|-----------------|---|---|
| 社長 | (代行； 取締役 畑口和寿) | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施及び管理に必要な人、設備、費用、時間能技術者を用意 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 環境目標の設定を承認 代表者による全体の評価と見直しを実施 |
| | 環境管理 責任者 (兼務) | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムを構築し、実施し、管理 法規制等の要求事項登録簿を承認 環境活動実施計画書を承認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 |
| 環境事務局 (畑口友香) | | <ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者、E A 2 1 推進会議の事務局 環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 「環境関連法規等チェックリスト」の作成 環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 環境活動実施計画の実績集計 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 |
| 部門長 | <ul style="list-style-type: none"> 工事部 (畑口 和寿) 事務部 (畑口友香) | <ul style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営システムの実施 自部門における環境方針の周知 自部門の従業員に対する教育訓練の実施 自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 特定された項目の手順書作成及び運用管理 自部門の特定された緊急事態対応の手順書作成、テスト・訓練・記録 協力会社への環境方針の周知 自部門の問題点の発見、是正、予防処置 |
| 全従業員 (下請け含む) | | <ul style="list-style-type: none"> 環境方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加 |

社長

事務局

各部門

工事部/建設現場

協力会社

従業員

3. 環境目標・実績とその評価

2016年度(2016. 7~2017. 6)は、基準年度(2008年度)に対し、各項目毎の削減率を2.5%~4%と定め、排出量の削減に取り組んだ。

| 部門 | 担当者 | 取組項目 〈基準年度値〉 | 主な取組み 活動内容 | 2016年度 | |
|------|-------|---------------------------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|
| | | | | 目標 | 実績 |
| 事業所 | 畑口友香 | 電力使用量の削減 5,911 kWh | ・空調機の適正温度設定 (冷房:28℃) ・照明機器の適正使用 ・老朽更新時の省エネ型購入 | 5,763.2 kWh ▼2.5% | 3,676 kWh ▼37.8% |
| | | 灯油の削減 180 L | ・暖房温度の適正化 (暖房上限管理:22℃) | 174.6L ▼3% | 183L ▲1.7% |
| | | 一般廃棄物の削減 112 kg | ・裏紙の活用、使用済封筒 の再利用、両面印刷徹底 | 107.8kg ▼4% | 46.9 kg ▼58.2% |
| | | 総排水量抑制 50 m ³ | ・各種節水運動の徹底 | 48.2m ³ ▼3% | 48.4m ³ ▼2.5% |
| | | グリーン購入の推進 24% | ・環境ラベル表示製品の 優先購入 ・備品、重機 等 | 25% | 25%相当 |
| 建設現場 | 畑口和寿 | 化石燃料の削減 (ガソリン) 3,555 L | ・Eコドライブ運動の徹底 ・車両整備の定期実施 ・過積載の防止 | 3,448.6L ▼3% | 2,604.8L ▼26.7% |
| | | (軽油) 5,939 L | ・排ガス規制の重機使用 | 5,760.5 L ▼3% | 1,751.2 L ▼70.5% |
| | | 産業廃棄物の削減 636 t | ・3R運動の徹底 ・分別回収の実施 | 616.7 t ▼3% | 60.5 t ▼90.5% |
| | | 環境配慮 サービス提供 | ・工事ごとの重点、目標を設定 ・騒音、振動防止 ・ほこり防止 ・水質汚濁防止 | 工事ごと | 2件 |
| 共通 | 畑口龍之介 | 二酸化炭素の抑制 27,426 kg-CO ₂ | ・総I社 [®] -の抑制 | 26,619kg-CO ₂ ▼3% | 13,052kg-CO ₂ ▼52% |
| | 畑口友香 | 地域社会との連帯・環境活動 | ・地域清掃活動等 | ・地域清掃活動、除草作業等 | ・環境講演会の出席等 |

※我が社は、事業活動のなかで化学物質は使用しません

※購入電力排出係数 0.531 kg-CO₂/kwh

評価

- ・灯油は僅差で未達成となったがその他は順調に目標を達成した。
- ・各目標は、活動の定着もあり一丸となって取り組んだ成果と思われる。今後も継続して取り組む。

4. 環境活動計画

| 基準年度 | | | | 中期目標 2016~2018年度 | | |
|------|-----------|----------------|--------|------------------|--------|--------|
| 目標年度 | 単位 | 2008年度 | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 事業所 | 購入電力 | kwh | 5,911 | 5,763 | 5,733 | 5,704 |
| | 総排水量 | m ³ | 50 | 48 | 48 | 48 |
| | 一般廃棄物 | kg | 112 | 108 | 107 | 45 |
| | グリーン購入の推進 | % | 24 | 25 | 26 | 107 |
| 建設現場 | 産業廃棄物 | t | 636 | 617 | 614 | 610 |
| | ガソリン使用量 | L | 3,555 | 3,449 | 3,431 | 3,413 |
| | 軽油使用量 | L | 5,939 | 5,761 | 5,730 | 5,701 |
| 共通 | CO2 排出量 | kg | 27,426 | 26,619 | 26,484 | 26,331 |

購入電力の排水係数 0.531kg-CO2/kWh

- ① 中期目標として、最終年度の2018年度末には基準年度に比し削減率で、3.5～5%を目途に削減する。
- ② 受注案件により、大きく影響する目標項目は実績を勘案し、今後原単位管理を検討する。
- ③ グリーン購入量の推進については、2009年を基準とする。

〔 目標値単位： 事務所 → 総購入数に対する割合
 現場 → 環境に配慮した材料（けんさんびん等）を使用した工事の件数とする。〕

5. 法規制等の遵守状況

我社の遵法精神もまた創業来の大切なモットーです。常に顧客との絆と信頼を克ち得る意味でも、最新版管理を心掛けた環境関連法の遵守を徹底し、日常業務に対処しています。

こうした結果、過年度に関係当局からの指導や指摘は皆無であり、地域社会との融和・協調も十分に図られているところです。

| 環境関連法 | 法的対象条文 | 当該規制内容 | 適否 | 遵守状況 |
|--------------------------------------|---------------------------|---|------|-----------------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) | 事業系廃棄物 排出事業者責務 | 廃棄物処理法が定める20品目の事業系廃棄物の適正な保管、収集、運搬、処分に関し遵守義務、特に処分にはマニフェスト管理票発行 | 適 | ◎；事業所及び現場両面で |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) | 特定建設資材 解体・新築工事受注者 | 解体；80m ² 以上、新築；500m ² 以上等 都道府県知事へ計画書の届出、分別解体・再資源化等の義務（木材・コンクリート塊等） | 適 | ◎；受注案件等 |
| 騒音規制法 | 特定建設騒音 | 和歌山県・条例；届出、排出基準等の遵守 | 適 | ◎；都度 |
| 振動規制法 | 特定建設振動 | 和歌山県・条例；届出、排出基準等の遵守 | 適 | ◎；都度 |
| 浄化槽法 | 浄化槽の設置 浄化槽の法定検査 | 和歌山県；届出の遵守 | 適 | ◎；都度 |
| 消防法 | 可燃性危険物 | 灯油 | 適 | ◎；都度 |
| フロン排出抑制法 | 対象機器 | 簡易点検 | 適 | ◎；都度 定期点検 |
| 〔その他事業上、関連が強く留意すべき法条例〕 | | | | |
| 家電リサイクル | 対象製品 | 家電製品の適切な処理 | 適 | ◎；都度 |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法) | 特定再利用業種 (建設業) 指定副産物 | 建設業；年間50億円以上の施工規模事業者 指定副産物；土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材 | 該当せず | ◎；法に準じ 3Rの推進 |
| 環境基本法 | 事業者責務 | 事業者が果たすべき役割の遵守 | 対応 | 常時 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) | 事業者責務 (第5条) | 地球温暖化物質の排出抑制。ただし温室効果ガスの特定排出者には該当せず。 | 該当せず | EA21の取組み対応 |
| 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) | 事業者責務 (第5条) | 公共工事における特定品目調達基準 | 対応 | 公共工事の入札要件等 |
| 和歌山県公害防止条例 | 特定建設作業 | 騒音規制法及び振動規制法と同じ | 届出 | 都度 |
| 田辺市環境保全条例 | | 事業者責務、協力義務の謳い | 対応 | |

上記関連法規に関して違反はありませんでした。

又、過去3年間において関係機関からの指摘・訴訟、苦情もありませんでした。

6. 経営者による評価と見直し

全体評価・コメント

- ① 環境目標及び実績とその評価から、水使用量を除き目標を達成できているが、これからもエアコンの温度管理、使用時間等を見直し、不要時の消灯を行うように心掛ける。
- ② 目標値の達成ができなかった水使用量については今後節水を徹底していく。
- ③ 使用済みコピー用紙を再利用したり、職員が飲料を持参するなど一般廃棄物削減に繋がった。
- ④ 燃料については加減速の少ないエコドライブ運転やタイヤ空気圧の確認を続けていく。
- ⑤ 産業廃棄物は工事内容にもよるが再生利用を積極的に進めていきたい。
- ⑥ 環境配慮商品購入は、把握した対象商品から購入するようにする。
- ⑦ 工事受注量や工事の種類により、目標値を達成している面もあり、今年度実績による目標値を再設定せずに当面様子を見ていきたい。
- ⑧ 環境方針、環境目標及び環境活動計画は特に変更なしで今後も継続していく。
- ⑨ 弊社では、今後も引き続き地域の自然環境に配慮し、循環型社会構築や地球温暖化防止に向けて環境に優しい建設工法を実践するとともに信頼される事業活動を継続して行きたい。